

日本バス協会事務局より補足

主な内容

【運賃計算の基本】

旧)

1. (3)①

運賃は、車種区別に計算した金額の上限額及び下限額の範囲内とする。



新)

1. (3)①

運賃は、車種区別に計算した金額の下限額以上とする。